

情報通信審議会情報通信技術分科会  
航空・海上無線通信委員会（第21回）議事要旨

1 日時

平成30年7月11日（水）10時30分から11時00分

2 場所

総務省10階共用10階会議室

3 出席者（敬称略、順不同）

（1）構成員

三木委員（主査）、森川委員、井手委員、伊藤委員、遠藤委員、小瀬木委員、狩俣委員、栗田委員、庄司委員、田北委員、林委員、増田委員、若尾委員

（2）オブザーバー

鮫島氏（海上保安庁）

（3）事務局

基幹・衛星移動通信課 高地課長、林分析官、金子課長補佐、服部係長、山本官

4 議事要旨

議事前に林委員から前回委員会での議事要旨の作成に当たって、質問者への確認のないまま質問内容が修正されたことに抗議があり、説明要求があった。事務局から事実関係を確認し報告する旨の回答があった。

（1）航空・海上無線通信委員会報告（案）について

小瀬木委員から資料21-1及び資料21-2に基づき説明が行われた。

○報告書概要 p.9にあるVORとの共用条件について、狭い日本で離隔距離を確保するのは難しいと思うが、具体的にどのように共用条件を満たすようにするのか。チャンネル配置のみで条件を満足できるものなのか。（三木主査）

→p.9の表を見ながらギリギリ空いているところを探して割当てをしていきたい。羽田空港については、周波数が見つかったので割当て可能である。（事務局）

○GBASの無線局は、1つの空港あたり1チャンネルを使用するものなのか。それとも複数チャンネルを使用するのか。（三木主査）

→1つの空港で1周波数を使用することで多くの場合は十分と考えられる。ただし、建物による信号の遮蔽減衰を解決するなど、何らかの理由で複数の送信場所を近くに設定する場合なども考えられるが、別周波数でも同一周波数でも運用できる。多くの場合は、同一周波数で運用できる。なお、チャンネルという用語には注意が必要である。ILSでは、チャンネルと周波数と着陸経路が1対1に対応していた。しかし、GBASは1周波数の信号をタイムスロットで分割してそれぞれにデータを送信し、さらにデータ内の識別番号を活用して1周波数に49のチャンネルを設定できる。GBASにおいては、このように論理的に設定される各チャンネルを特定の着陸経路に対応させ、関連する情報が送信される。これにより、論理的に設定されるチャンネルを選択することで着陸経路を選択できるようになっている。一周波数に多数のチャンネルを設定

できることは、一空港に設置された一周波数の GBAS が、チャンネルに対応する多数の着陸経路に関して同時に航法サービス提供できることを意味する。（小瀬木委員）

○報告書概要 p. 10 において ILS との共用は ICAO にて検討中とあるが、これは具体的にどこが 決まっていないのか。

（三木主査）

→ILS と GBAS との間でどれだけ地理的な分離をすれば互いの干渉がないかを最終的にまとめている最中である。VOR は山頂にも設置されるが、ILS は空港周辺のみなので、どこまで基準を厳しくする必要があるのかについて議論している。（小瀬木委員）

○羽田空港の次に導入予定の空港はあるのか。

→成田空港と聞いている。総務省は情報あるか。（遠藤委員）

→特段聞いていない。国土交通省と航空会社から希望があれば、周波数の検討を行う。（事務局）

## （2）その他

事務局から 7 月中に意見募集を開始する予定との説明が行われた。

### < 配付資料 >

資料 21-1 航空・海上無線通信委員会報告（案）

資料 21-2 航空・海上無線通信委員会報告概要（案）

参考資料 21-1 第 20 回航空・海上無線通信委員会議事要旨

参考資料 21-2 航空・海上無線通信委員会構成員名簿